

藤枝市生垣づくり事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、緑豊かなまちづくりを推進するとともに、地震等の災害防止に寄与するため、生垣づくり事業を実施する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、藤枝市補助金等交付規則（平成17年藤枝市規則第2号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「生垣づくり事業」とは、当該土地の所有者又は管理者である市民が行う生垣設置事業及びフェンス併設事業をいう。

2 この要綱において「生垣設置事業」とは、住宅用地に次に掲げる要件の全てを満たす生垣を新たに設置する事業をいう。

- (1) 現に人が居住している又は居住する見込みのある住宅の用地に設けられるものであること。
- (2) 道路と敷地の境界部（概ね2.5メートル以内）に設置されるものであること。
- (3) 新たに設置されるものであること。
- (4) 延長が3メートル以上のものであること。
- (5) 延長1メートル当たり2本以上の樹木（イブキ類、ビャクシン類その他赤星病の中間寄生木となるものを除く。以下同じ。）を植栽するものであること。
- (6) 植栽される樹木の高さが、1メートル以上のものであること。
- (7) 建築後退線又は事業許可道路予定線より住宅用地側に設置されるものであること。

3 この要綱において「フェンス併設事業」とは、生垣設置事業に付随して、当該生垣の道路境界側にフェンスを設置する事業をいう。

(補助の対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、生垣づくり事業を実施する者のうち、次の要件の全てを満たすものとする。

- (1) 市内に居住する個人であること。
- (2) 生垣づくり事業を行う土地の所有者又は管理者であること。
- (3) 当該生垣づくり事業の実施について公共事業に係る移設補償を受けていないこと。
- (4) 当該生垣づくりについて、この要綱に基づく補助金以外の補助金等の交付を

受けていないこと。

(5) 藤枝市税等の滞納がないこと。

(6) 同一敷地においてこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。

(補助対象経費及び補助額)

第4条 補助金の対象となる経費（次項において「補助対象経費」という。）は、生垣づくり事業に要する経費のうち、次に掲げるものとする。

(1) 需用費

(2) 役務費

(3) 工事請負費

(4) その他市長が必要と認める経費

2 補助額は、補助対象経費の3分の2以内とし、33万3,000円を上限とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、藤枝市生垣づくり補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- ・ 事業計画書（第1号様式その2）
- ・ 位置図又は案内図
- ・ 施工前の配置図及び写真
- ・ 計画図（配置図及び平面図）
- ・ 施工に要する費用の見積書の写し（樹木単価がわかるもの）
- ・ その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、内容を審査の上、適当と認めたときは、速やかに申請者に対して補助対象事業として工事着手を指示するものとする。

(実績報告)

第6条 申請者は、補助金交付の対象となった生垣づくりが完了したときは、生垣づくり実績報告書（第2号様式その1）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- ・ 事業の完了を確認できる全景写真
- ・ 施工業者の請求書の写し又は領収書の写し（樹木単価がわかるもの）
- ・ その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する書類は、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は申請年度の3月31日のいずれか早い日までに、市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による報告があった場合は、これを検査するものとする。
この場合において、不相当と認めたときは、申請者に対し、必要な改善指導をすることができる。

4 前項の規定による検査において、相当と認められたときは、生垣づくり事業完了検査報告書、生垣づくり補助金単価決定書（第2号様式その2）を作成するものとする。

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条第3項の規定による検査により相当と認めたときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

（請求）

第8条 申請者は、前条の通知書を受領した日から起算して10日を経過した日までに、補助金交付請求書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

（決定の取消し）

第9条 市長は、申請者が補助金を他の用途へ使用し、その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくはこれに基づく市長の処分に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（補助金の返還）

第10条 前条の規定により、補助金の交付の決定を取り消された場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて返還しなければならない。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、平成19年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和4年度の補助金から適用する。

附 則

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。